

守谷市の生活支援体制整備事業について

◎ 制度上の考え方

生活支援体制の整備＝助け合いの推進

→ 団塊世代が75歳以上となる2025年を目標に、地域の特性に応じて、日常の生活支援ができる限り助け合いで行っていけるようにする。

◎ 守谷市の方向性

地域の特性に応じた日常の生活支援を助け合いで行っていくための体制を整える。そのための定期的な情報共有の場として協議体を設置し、助け合いの推進役としてコーディネーターを配置する。

・生活支援コーディネーター (SC) (第1層・第2層)

守谷市の地域福祉計画・同活動計画、地域特性、地域資源を把握し、地域の関係者とのネットワークを活用できる人材から選出する。

・協議体 (第1層)

多様な主体により行われる定期的な情報共有、市全域における地域ニーズや課題の把握、多様な主体が自分たちでできることを探すための場とする。

既存の会議を活用し、最低限必要なメンバーで立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていく。

・協議体 (第2層)

日常生活圏域におけるニーズや課題の把握、必要な助け合いの検討、助け合いの担い手の発掘をとおし、自分たちにやれることを実現していく。

地域福祉計画・同活動計画の活動をベースに立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていく。

☆ 設置・配置目標 ☆

協議体（第1層）の立上げに向けた勉強会 H29.1 開始



生活支援体制整備事業開始



協議体（第1層）H29.7 設置 協議体（第2層）H30.1 設置
S C（第1層）H29.7 配置 S C（第2層）H30.1 配置

◎ 生活支援コーディネーターと協議体の基本的な考え方

生活支援コーディネーター（SC）

- ◎ 生活支援コーディネーターの任務は、支え合い・助け合いを広めることです。その役割は、「創り出す機能」が主であって、「調整」は助け合い活動全体を拡大、適正化するために行う従たる役割です。特別な資格要件はありません。
- ◎ 第1層（市）、第2層（日常生活圏域）の生活支援コーディネーターは、現場で個々の助け合い活動を直接支援あるいは調整するものではありません。仕組みづくりが役割であることに留意します。
- ※ 第3層（サービス提供主体の活動圏域）の生活支援コーディネーターもありますが、改めて任命・選任するものではなく、広く現場で実際に活動している団体リーダー等を指す総称であって様々な形があります。サービス提供主体は、利用者とサービスのマッチングをする機能を本来的に有していることから、生活支援体制整備事業の対象にはなりません。

協議体

- ◎ 設置主体は市ですが、運営はあくまで住民主体の組織です。協議体構成員に期待される役割は、生活支援コーディネーターを補佐して、それぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大することです。「協議する機関」で終わらないようにします。
- ◎ 構成員の人数、分野に制限はありません。あまりに多いと会合がうまく進まず、少なすぎると恣意的な結論に陥る可能性があります。役割を発揮するために必要な地域の組織等に幅広く参加を求める必要があります。
例えば・・・
地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、シルバー人材センター、生活協同組合、JA、社会福祉法人、事業者・企業、医療機関、地縁組織、NPO法人など
- ※ 行政は構成員として参加する形、会議には参加するが構成員とはならず事務局機能を担う形など様々です